

■受益者負担金（分担金）の納付場所は？

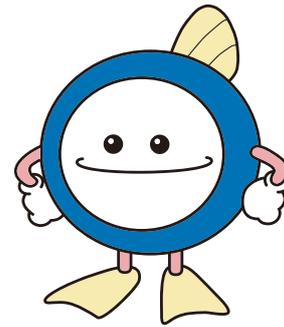
- 大館市指定金融機関 秋田銀行の本支店
- 収納代理金融機関 北都銀行、秋田県信用組合、あきた北農業協同組合、
みちのく銀行、青森銀行、東北労働金庫の大館市内の店舗
- 大館市役所、各総合支所および各出張所、市民サービスセンター

□口座振替について

負担金（分担金）の納付は、便利な口座振替をおすすめします。

口座振替の申し込みは、大館市指定金融機関および収納代理金融機関（ゆうちょ銀行を含む）に備えてある「口座振替依頼書」にご記入のうえ、金融機関窓口へ提出してください。

なお、負担金（分担金）を一括納付する場合は、口座振替を利用することができませんので、ご注意ください。



■納付期間中に受益者が変更になった場合は？

受益者負担金（分担金）の納付中に、土地の売買や相続などの理由で受益者が変わったときは、すぐに受益者変更届を提出してください。

受益者変更届が提出された時点で納期が到来していない負担金（分担金）から、あらたに受益者となったかたに納めていただくこととなります。

受益者は、土地の登記手続きが完了しても自動的に変更されません。受益者変更届を提出して正式に受益者の変更となります。

受益者の変更手続きを正式にされていない場合、引き続き納付義務を負うこととなりますので、ご注意ください。

受益者の変更、住所の変更があったときはご連絡ください。所定の用紙をお送りいたします。

1期 2期・・・1期 2期 3期 4期・・・4期

変更前の受益者分

変更後の受益者分



変更届提出